

議員提出議案第 18 号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書を提出するため
本案を提出する。

令和 4 年 12 月 16 日

提 出 者 飯塚市議会議員 城 丸 秀 高

賛 成 者 飯塚市議会議員 兼 本 芳 雄

〃 土 居 幸 則

〃 川 上 直 喜

〃 深 町 善 文

〃 江 口 徹

〃 鯉 川 信 二

〃 守 光 博 正

〃 瀬 戸 光

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50 歳代から発症率が高くなり、80 歳までに 3 人に 1 人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるともいわれている。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 19 号

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書を提出するため
め本案を提出する。

令和 4 年 12 月 16 日

提 出 者 飯塚市議会議員 城 丸 秀 高

賛 成 者 飯塚市議会議員 兼 本 芳 雄

〃 土 居 幸 則

〃 川 上 直 喜

〃 深 町 善 文

〃 江 口 徹

〃 鯉 川 信 二

〃 守 光 博 正

〃 瀬 戸 光

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書（案）

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されている。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている。

知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって政府に対して、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 20 号

旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書を提出するため本案を提出する。

令和 4 年 12 月 16 日

提 出 者	飯塚市議会議員	土 居 幸 則
-------	---------	---------

賛 成 者	飯塚市議会議員	兼 本 芳 雄
-------	---------	---------

〃	川 上 直 喜
---	---------

〃	深 町 善 文
---	---------

〃	江 口 徹
---	-------

〃	鯉 川 信 二
---	---------

〃	城 丸 秀 高
---	---------

〃	瀬 戸 光
---	-------

旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書（案）

旧統一教会（旧世界基督教統一神霊協会、現世界平和統一家庭連合）は、その信者が、宗教団体であることや教義を隠して信者を勧誘し、多額の献金を強要したり、虚偽の説明や威迫的言動で印鑑や壺などを高額で売りつけたりするなどの活動を行い、信者が逮捕され、団体に対し献金の返金などを命じる判決がされるなどの事案を多数発生させています。全国霊感商法対策弁護士連絡会によると、2010年以降の被害額は約138億円にもものぼると報告されています。

旧統一教会が多額の被害を発生させてきたにもかかわらず、政治家が教団の友好・関連団体が催したイベントに出席し、祝電を送るなどの形で接点を持ち、旧統一教会の活動に「おすみつき」を与える結果を生じさせてきました。こうした政治家と旧統一教会の関係について、報道機関が国会議員に対してアンケートを実施していますが、現時点で公表されている回答率は81.9%にとどまり、政治家と旧統一教会との接点の全容は明らかになっていません。

こうした状況において、旧統一教会等による被害の防止・救済を実現するため、政府に対し以下の対策を求めます。

記

1. これまでの被害発生は、明らかに政治・行政の不備不作為であります。被害実態の把握を早急に進めるとともに、まずは現行法制度を最大限活用し、弾力的な救済を行うことを求めます。
2. 消費生活等相談窓口は地方行政に任されています。相談員については専門性が要求される職種であるにもかかわらず、予算が不十分であり、相談員の単年度単位での雇用契約など課題が多岐にわたるため、相談窓口の強化に資する予算増額及び研修の実施を行うことを求めます。
3. 信者になり財産を収奪されるなどの被害を被っている被害者を団体から引き離すためには、専門的な支援が必要です。被害救済を行う専門家や団体との連携及び支援を求めます。
4. 悪質な業者による契約被害をなくし、安心・安全な消費者生活を確保するため、

包括的つけ込み型勧誘取消権の創設を含めた消費者契約法の抜本的見直しを行うことを求めます。また、「生活に支障のある程度」を超える契約は、明らかに消費者が被る不利益が大きいことから、取消しを可能とすることや、第三者からの取消しの申立てを可能とする法整備を求めます。

5. 今後の被害予防・救済策として、これまでの行政介入の在り方を徹底的に見直し、被害拡大の前に食い止めることができるよう改善することを前提として、合理的判断を奪う行為（マインドコントロール）の創設やマインドコントロールを行う組織に解散を命じることを可能とする法制度などを検討する調査会を設置することを求めます。
6. 成人となる前後の学生等が反社会的活動団体のターゲットになっていると指摘されています。学生等が経験・情報不足などにより反社会的活動に取り込まれることなどがないよう、高等学校・大学等教育機関による周知・啓発の実施支援を求めます。
7. いわゆる「宗教二世」の当事者や親族に対し適切な公的支援を提供する国の公的窓口の充実はもちろんのこと、地方行政の支援窓口に対する人的支援や啓発・研修の充実を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 21 号

学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書を提出するため本案を提出する。

令和 4 年 12 月 16 日

提 出 者	飯塚市議会議員	川 上 直 喜
-------	---------	---------

賛 成 者	飯塚市議会議員	兼 本 芳 雄
-------	---------	---------

〃	土 居 幸 則
---	---------

〃	江 口 徹
---	-------

〃	瀬 戸 光
---	-------

学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書（案）

急激な物価高騰の影響を受けて全国で8割を超える自治体が、学校給食費の保護者負担軽減に取り組んでいるとする調査結果を、文部科学省が9月公表しました。文部科学大臣は記者会見で、「自治体に対して物価高騰等を踏まえ、引き続き臨時交付金を活用した学校給食費保護者負担の軽減を進めるように促したい」として、国の決意を示しました。

こうしたなか、臨時交付金による期間限定ではない学校給食費無償化を求める世論が広がり、厳しい財政事情のもとでも実施に踏み切る自治体が増えています。

学校給食については、学校給食法は第1条において「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすもの」「食育の推進を図ることを目的とする」としています。そもそも、日本国憲法は第26条において「義務教育はこれを無償とする」と、国の責任を明記しています。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府が、学校給食費無償化の早急な実現に取り組まれるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 22 号

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に関する意見書を提出するため本案を提出する。

令和 4 年 12 月 16 日

提 出 者 飯塚市議会議員 川 上 直 喜

賛 成 者 飯塚市議会議員 兼 本 芳 雄

 " 江 口 徹

 " 城 丸 秀 高

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に関する意見書（案）

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）は、伝道活動、靈感商法、高額献金、集団結婚において、すでに社会的にも、司法によっても裁かれています。

この間の世論の追及の中で、政権与党の自民党の少なくない議員が、この旧統一教会と政策協定を交わしていることが明らかになりました。

現在、旧統一教会に対する質問権の行使に続く解散請求が注目され、被害者救済新法の審査も行われていますが、深刻な事態を打開し、被害者を救済するためには、旧統一教会と政界の癒着を全面的に明らかにすることが不可欠です。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府が、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政権閣僚及び国会議員の結びつきの全容を究明するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 23 号

職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を提出するため
め本案を提出する。

令和 4 年 12 月 16 日

提 出 者	飯塚市議会議員	佐 藤 清 和
-------	---------	---------

賛 成 者	飯塚市議会議員	兼 本 芳 雄
-------	---------	---------

〃	土 居 幸 則
---	---------

〃	川 上 直 喜
---	---------

〃	深 町 善 文
---	---------

〃	江 口 徹
---	-------

〃	城 丸 秀 高
---	---------

〃	守 光 博 正
---	---------

〃	瀬 戸 光
---	-------

職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

第 204 回国会で改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に 35 人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での 35 人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには 30 人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しているだけでなく、新型コロナウイルス感染症の蔓延にともなう新たな業務も発生しています。第 200 回国会で給特法が改正され上限規制が導入されたものの、日教組「20 年学校現場の働き方改革に関する意識調査（Web 調査）」では、週当たりの平均勤務時間が 60 時間 15 分（持ち帰りを含む）となっています。依然として時間外勤務は週平均 20 時間 15 分で、月に換算すると過労死ライン（月平均 80 時間）を超えている長時間労働となっています。加えて、2023 年 4 月から段階的に定年引上げが行われますが、学校現場に円滑に導入するためにはすべての教職員が定年まで働けるよう条件整備が喫緊の課題です。学校の働き方改革やゆたかな学びの保障を実現するためには、22 年度から導入が予定されている小学校高学年の教科担任制における教員の定数増をはじめ、教員の持ち授業時数の軽減にむけた上限設定や加配の増員、少数職種の配置増など教職員定数改善が必要です。また、子どもの学習権を保証し、安全・安心な教育環境を実現するためには、ICT 環境整備をはじめとした教育予算拡充が不可欠です。

2022 年度教育予算において、次の事項の実現をはかるよう要請いたします。

記

1. 全国的教育水準の確保に不可欠な義務教育費国庫負担制度の国負担率 2 分の 1 への復元を行うこと。
2. 小学校における教科担任制への教員配置増を含め、子どもたちのゆたかな学びの実現にむけ教職員定数改善計画を策定して、以下の教職員定数改善を行うこと。
 - ① 小学校 3 年生の 35 人学級実施にあたっては、加配教員の付け替えを行うことなく必要な教員数を配置すること。
 - ② 小学校高学年の教科担任制のための教員配置改善を行うこと。
 - ③ 学校の働き方改革推進にむけ、小学校では 20 時間、中学校では 18 時間、高

等学校では 16 時間など持ち授業時数の上限を設定するとともに、それにならう教員配置改善を行うこと。

- ④ 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」をふまえた 1 学級の幼児数となるよう教職員配置改善を行うこと。また、養護教員等の配置を行うこと。
- ⑤ 養護教員、栄養教員の配置基準の見直しを行い、それにならう配置改善を行うこと。当面は、加配教員の増員を行うこと。
- ⑥ 事務職員の中学校区ごとの共同学校事務室加配配置改善及び職務・職責の変更にならう小中学校への省令事務長マネジメント加配を新設すること。また、高等学校事務長の基礎定数を改善すること。
- ⑦ 通級指導を実施するすべての高等学校への複数の教員加配改善を行うこと。
- ⑧ 実習教員、寄宿舎教員、現業職員、学校司書の配置改善を行うこと。
- ⑨ 中学校・高等学校での 35 人学級の早期実施とさらなる少人数学級の実現による配置改善を行うこと。また、定時制高等学校における 20 人以下学級の実現による配置改善を行うこと。

3. 学校現場における働き方改革等にむけ、必要な予算を確保すること。

- (1) 22 年度実施予定の教員勤務実態調査については、地域実態を通年で把握すること。また、それにむけた十分な予算措置を行うこと。
- (2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、ICT 支援員、図書館司書、特別支援教育支援員、看護師、介護職員などの配置拡充・処遇改善を行うこと。

4. 教育予算の確保を行うこと。

- (1) GIGA スクール構想の ICT 環境整備については、ソフトウェア費、保守・機器更新費、光熱費などの予算措置をはかること。同時に、社会的インフラとして、自治体単位で情報アクセス環境を整備すること。また、「一人 1 台端末」についても、すべての高校生を対象とした上で早期に配備すること。
- (2) 小学校 35 人学級編制のための教室整備に十分な予算措置や改正バリアフリー法にならう施設設備改善のための予算措置などを行うこと。
- (3) 学校給食衛生管理の基準を遵守するため、給食調理場の空調設備などの改善充実並びに人員配置のための予算措置を行うこと。
- (4) 高校授業料について、国際人権 A 規約の趣旨をふまえ無償制に復元すること。

当面は、高等学校等就学支援金制度など、修学支援制度の拡充、奨学のための給付金の増額をすること。また、大学授業料の軽減と授業料免除対象者の拡大と大学生に対する給付型奨学金の拡充等を行うこと。

- (5) 定時制・通信制高校における就職支援員や日本語指導員などの人員配置を講ずること。
- (6) 東日本大震災の「被災児童生徒就学支援等事業」について、引き続き全額国庫負担支援による十分な就学・修学支援に必要な予算確保をはかること。また、支援内容が変更となった「地震・津波被災地域」についても、「原子力災害被災地域」と同様の支援内容とすること。
- (7) 大規模災害の災害等の理由により就学・修学が困難な子ども対象の「被災児童生徒就学支援等事業」について引き続き継続すること。
- (8) 就学援助制度の拡充、特別支援教育就学奨励費の増額及び支給対象を高等学校まで拡大するとともに要件の緩和をすること。
- (9) 「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」を策定するとともに予算の増額をはかること。
- (10) 教職員の勤務実態と職務の複雑、困難及び責任の度の高まりに即した給与改善のための予算措置を行うこと。
- (11) 教職員の退職手当に係る調整額区分の適用改善をはかること。
- (12) 国立大学法人運営費交付金の増額と教育・研究の自由が確保される公平・公正な配分、ゆたかな私学教育のための私学助成を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。